

「中央新幹線（品川・名古屋間）に係る用地取得事務の委託に関する協定」 の一部変更について

全国新幹線鉄道整備法に基づき、リニア中央新幹線の建設主体であるJR東海と飯田市の間で、平成27年4月1日付けで「中央新幹線（品川・名古屋間）に係る用地取得事務の委託に関する協定」を締結し、用地取得事務を進めてきていますが、同協定について、一部変更する協定を締結しました。

1 協定変更項目

・協定期間の延長

（変更前）：平成27年4月1日から令和4年3月31日まで

（変更後）：平成27年4月1日から令和6年3月31日まで（2年間延長）

2 協定変更理由

- ・リニア本線及び駅周辺整備事業の用地取得は、現在佳境に入ってきており、引き続き用地補償交渉を行う必要があります。また、契約後についても移転完了までは地権者及び関係者の皆様にしっかりと寄り添った対応をしていくことが必要となっているため。

3 協定変更後の協定内容

① 事務を行う範囲

リニア中央新幹線の建設に係る長野県内の用地等の取得予定地のうち、飯田市の区域（その他県内は長野県が対応）

② 用地取得等が必要な権利者数

権利者数：約200人

③ 主な業務

物件調査の監督業務、用地等の取得交渉、契約に関する業務等

④ 事務に係る費用負担

- ・事務の実施に要する費用は、東海旅客鉄道株式会社が全額負担する。
- ・受託費には、用地取得等の事務に係る職員の人件費のほか、不動産鑑定評価等の調査に要する費用などが含まれる。

⑤ 協定期間（今回変更）

- ・平成27年4月1日から令和6年3月31日まで

4 変更協定締結日

- ・令和4年3月中